

# 金融庁が「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)(案)を公表

『会計情報』編集部

金融庁は平成28年12月15日、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)(案)を公表した。

会計監査は資本市場を支える重要なインフラであり、今後の会計監査の在り方について幅広く検討するため、平成27年10月、「会計監査の在り方に関する懇談会」が設置された。

平成28年3月にその提言が取りまとめられたが、そこでは、大手上場企業等の監査を担う監査法人の組織的な運営において確保されるべき原則を規定した「監査法人のガバナンス・コード」の策定が提言された。

これを受け、平成28年7月、「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」(座長 関哲夫(株)みずほフィナンシャルグループ取締役)が設置され、5回に亘る審議を経て、今般、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(案)(以下、「本原則」という。)を取りまとめ、広く意見を聴取することとしたものとされている。

## 〈本原則の概要〉

本原則は、5つの原則と、それを適切に履行するための指針から成っており、

- ・ 監査法人がその公益的な役割を果たすため、トップがリーダーシップを発揮すること
- ・ 監査法人が、会計監査に対する社会の期待に応え、実効的な組織運営を行うため、経営陣の役割を明確化すること
- ・ 監査法人が、監督・評価機能を強化し、そこにお

いて外部の第三者の知見を十分に活用すること

- ・ 監査法人の業務運営において、法人内外との積極的な意見交換や議論を行うとともに、構成員の職業的専門家としての能力が適切に発揮されるような人材育成や人事管理・評価を行うこと
- ・ さらに、これらの取組みについて、分かりやすい外部への説明と積極的な意見交換を行うことなどが規定されている。

本原則は、大手上場企業等の監査を担い、多くの構成員から成る大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されているが、それ以外の監査法人において自発的に適用されることも妨げるものではないとされている。その上で、大手監査法人をはじめとする各監査法人が、本原則をいかに実践し、実効的な組織運営を実現するかについては、それぞれの特性等を踏まえた自律的な対応が求められるところであり、本原則の適用については、コンプライ・オア・エクスプレイン(原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する)の手法によることが想定されているとされている。

なお、コメント期限は、平成29年1月31日(火)17時までとされている。

詳細については、金融庁のウェブページ(<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20161215-1.html>)を参照いただきたい。

以上